須賀川市森林整備計画　福島県　須賀川市

須賀川市森林整備計画

計画期間　自　令和　７年　４月　１日
　　至　令和１７年　３月３１日

福　　島　　県

須　賀　川　市

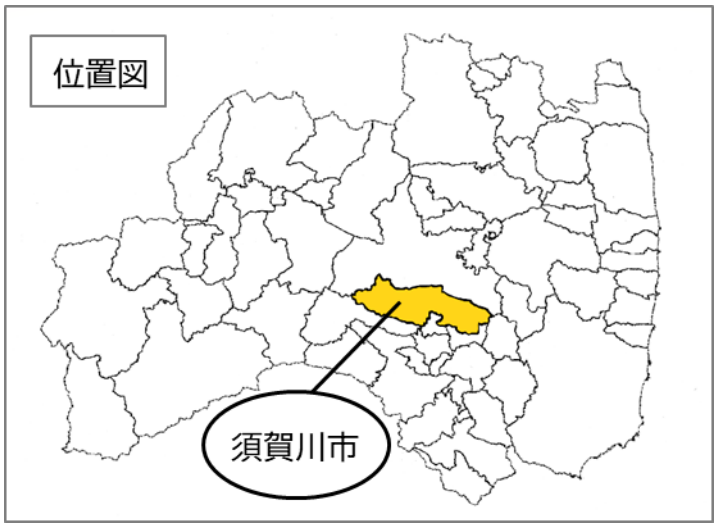

縮尺:1/110,000

凡例

民有林

国有林

鉄道

目　　次　　(ページ)

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項　4
1　森林整備の現状と課題　4
2　森林整備の基本方針　4
3　森林施業の合理化に関する基本方針　6

Ⅱ　森林の整備に関する事項　7
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）　7
1　樹種別の立木の標準伐期齢　7
2　立木の伐採（主伐）の標準的な方法　7
3　その他必要な事項　9

第２　造林に関する事項　9
1　人工造林に関する事項　9
2　天然更新に関する事項　11
3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項　12
4　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準　12
5　その他必要な事項　13

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準　13
1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法　13
2　保育の種類別の標準的な方法　14
3　その他必要な事項　15

第４　公益的機能別施業森林の整備に関する事項　15
1　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法　15
2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法　17
3　その他必要な事項　17

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項　17
1　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針　17
2　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策　17
3　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項　18
4　森林経営管理制度の活用に関する事項　18
5　その他必要な事項　18

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項　18
1　森林施業の共同化の促進に関する方針　18
2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策　18
3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項　19

４　その他必要な事項　19

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項　19
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項　19
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項　20
３　作業路網の整備に関する事項　20
４　その他必要な事項　21

第８　その他必要な事項　21
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項　21
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項　22
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項　22

Ⅲ　森林の保護に関する事項　22
第１　鳥獣害の防止に関する事項　22
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法　22
２　その他必要な事項　23

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項　23
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法　23
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）　23
３　林野火災の予防の方法　23
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項　23
５　その他必要な事項　23

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項　24
１　保健機能森林の区域　24
２　保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項　24
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項　24
４　その他必要な事項　24

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項　24
１　森林経営計画の作成に関する事項　24
２　生活環境の整備に関する事項　25
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項　25
４　森林の総合利用の推進に関する事項　25
５　住民参加による森林の整備に関する事項　26
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項　26
７　その他必要な事項　26

Ⅰ　伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1　森林整備の現状と課題

本市は福島県のほぼ中央に位置し、西には奥羽山脈、東には阿武隈高地の山々が連なり、豊かな森林資源に恵まれている。本市の総面積 27，943ha のうち森林面積は 11，691ha であり、総面積の 41.8％を占めている。

本計画の対象となる民有林面積は 9,008ha であり、そのうち人工林の面積は 3,610ha、人工林率は 40.1％である。

林業をとりまく情勢は、社会経済情勢の変化に伴う林業従事者の減少による森林の管理不足や、木材需要及び価格の低迷による林業生産意欲の低下など厳しい環境にある。また、所有構造が小規模かつ分散しているため、施業の集約化が課題となっている。

さらには、平成 23 年３月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害などにより大きな被害を受けている。

また、市の木であるアカマツは、市内全域で松くい虫による被害を受けており、市では被害木の伐倒駆除と保全すべき松林での薬剤散布により防除対策を講じており、引き続き行政と地域住民が一体となってその対策を進めていく必要がある。

今後は、森林の持つ多面的機能への期待に応え、林業経営基盤の確立や造林の拡大及び若齢林の保育、間伐を積極的に推進し、林産物の開発にも努め、森林資源の整備充実を図る必要がある。

2　森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進するとともに、森林の資源状況を適確に把握するため、地理情報システムの効果的な活用を図るものとする。また、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定・林道等の路網整備の効率化・崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進する。

この際、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少・所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等に配慮する。また、近年の森林に対する市民の要請を踏まえ、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するものとする。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施・林道等の路網の整備・委託を受けて行う森林施業又は経営の実施・保安林制度の適切な運用・山地災害等の防止・森林病害虫や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については、放射性物質の影響に応じて森林整備とその実施に必要な放射性物質の拡散抑制対策を実施し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

ア　水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

イ　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

ウ　快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

エ　保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林。

オ　木材等生産機能維持増進森林

木材の生育に適した土壌を有し、林木として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア　水源涵養機能維持増進森林

洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

イ　山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

自然条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な

管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策及び森林の保育・間伐等を推進する。

ウ　快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ　保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

住民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備と、保健等又は風致保存のための保安林指定やその適切な管理を推進する。また、利用者等への影響を踏まえ、放射性物質に関する技術開発や知見の集積を図り、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。

潤いのある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備と、風致の保存のための保安林指定やその適切な管理を推進する。また、歴史や文化的由来のある森林や樹木の保全に努める。

全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ　木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種・径級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

なお、更新に当たっては花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に努めるものとする。

また、放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに土砂流出抑制対策に努める。さらに、安全で効率的な作業のため路網の整備や高性能林業機械の導入などを推進する。

3　森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国・県・市町村及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合・林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容と

する「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

あわせて、航空レーザ測量等により整備された森林資源情報を活用し、面的な集約化を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や地理情報システムの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

地　域	樹　種						
	ス　ギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	広葉樹 （用材）	広葉樹 （その他）
市内一円	45年	50年	40年	55年	15年	65年	20年

（注）標準伐期齢は、本市の立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮する。特に、伐採跡地が連続することがないように留意しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件・地域における既往の施業体系・樹種の特性・木材の需要動向・森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐・択伐の別に定めるものとする。

・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候・地形・土壌等の自然的条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね 20 ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

・択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として

伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が 30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40%以下）の伐採とする。
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持するものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

ア　１箇所当たりの伐採面積について、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保を考慮して１箇所当たりの伐採面積を 20ha 以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
　特に、林地の崩壊の危険のある箇所・渓流沿い・尾根筋等については森林所有者等と話し合い、伐採の適否や択伐・分散伐採等の伐採方法を決定する。

イ　森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な樹木については、保残等に努める。

ウ　森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

エ　伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業・天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況・母樹の保存・種子の結実等に配慮する。

オ　林地の保全・雪崩や落石等の防止・寒風害等の各種被害の防止・風致の維持及び渓流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。

カ　上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。
　また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和３年３月 16 日付け２林整整第 1157 号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

３　その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部・枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね２倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うに当たり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流通しないよう努めるものとする。（平成 26 年 12 月 17 日付け「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針」による）

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

(1)　人工造林の対象樹種

区　分	樹　種　名	備　　考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ	針葉樹
	クヌギ、コナラ	広葉樹

（注１）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、本市林務担当課又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

（注２）苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリー（第２世代精英樹等）の苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の導入及び増加に努める。

(2)　人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の樹種別の植栽本数

樹　種	標準的な植栽本数（本／ha）	備　考
スギ	1,500～3,000	樹種・植栽本数の決定に当たっては、造林地の自然条件、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案のうえ定めるものとする。
ヒノキ	1,500～3,000	
アカマツ	5,000	
カラマツ	1,500～2,500	
広葉樹	1,500～6,000	

（注１）複層林化を図る場合の樹下植栽について、単位面積当たり標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

（注２）上記の標準的な植栽本数によらない場合は、本市林務担当課又は林

業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ　その他人工造林の方法

区　域	標準的な方法
地拵えの方法	○植付け予定地の雑草木・ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を２ｍおき位に立てる。
植付けの方法	○植付け地点を中心に周囲60～70㎝程度の落葉・雑草・その他地被物を取除き、30～40㎝四方、深さ25～30㎝程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巣植えなどの植付地に適した方法によるものとする。 ○コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。 コンテナ苗は、唐クワまたは専用器具で植付を行う。現地の傾斜・地形・土質・地被物等の状況等によって適する器具を選定する。
植栽の時期	○春植えを行う場合は、無風・曇天・降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ・カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。

(3)　伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に更新するものとする。

ただし、択伐については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

2　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況・母樹の存在等森林の現況・気候・地形・土壌等の自然的条件・林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1)　天然更新の対象樹種

樹　種　名		備　　考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2)　天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に 10 分の３を乗じた本数（立木度３）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における５年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹　種	期待成立本数（本／ha）
クヌギ、コナラ等	10，000

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標　準　的　な　方　法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを１株に１～３本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを１回行う場合は伐採３年目頃、２回行う場合は伐採後１～２年目頃と５～６年目頃に行うものとする。

＜立木度＞
幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$立木度＝\frac{現在の林分の本数}{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}\times 10$$

ウ　その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度３（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成 24 年８月 16 日付け 24 森第 905 号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に更新するものとする。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年３月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備　　考
すべての人工造林地	森林の下層植生・周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、２の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4　森林法第 10 条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア　人工造林の場合　　１の(1)による。

イ　天然更新の場合　　２の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が５年生時点で生育し得る最大の立木の本数は１ヘクタール当たり概ね 10,000 本とする。

また、更新すべき本数は１ヘクタール当たり概ね 3,000 本以上とする。

５　その他必要な事項

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、花粉の少ない苗木の植栽を推進するものとする。

また、放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。

なお、適正な森林の管理を進めるため、伐採及び伐採後の造林の届出等の制度における森林の状況報告の適正な運用を図るものとする。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢・間伐及び保育の標準的な方法・その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数(本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	２回	３回	４回	
スギ	中仕立て	3,000	14	19	25	32	・選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 ・間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 ・間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 ・平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね 10 年、標準伐期齢以上の森林は概ね 15 年とする。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施した場所における間伐間隔は概ね 10 年を目安に行う。 ・施業の安全性及び省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。 ・列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において、実施すること。 ・長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上、
ヒノキ	中仕立て	3,000	19	24	30	40	
アカマツ	中仕立て	5,000	17	21	26	32	
カラマツ	中仕立て	2,500	16	21	26	31	

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地

を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が 10 分の８以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいう。材積に係る伐採率が 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね５年後においてその森林の樹冠疎密度が 10 分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

２　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	18年		
下刈り	ｽｷﾞ ﾋﾉｷ ｱｶﾏﾂ ｶﾗﾏﾂ	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○										雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。	
つる切り	ｽｷﾞ ﾋﾉｷ ｱｶﾏﾂ ｶﾗﾏﾂ											○	○ ○ ○					下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除伐	ｽｷﾞ ﾋﾉｷ ｱｶﾏﾂ ｶﾗﾏﾂ											○	○ ○ ○					下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。	
枝打ち	ｽｷﾞ ﾋﾉｷ												○ ○				○ ○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。	
雪起こし	ｽｷﾞ ﾋﾉｷ						○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○	○ ○		多雪地域において、消雪後できるだけ早期に行う。	

（注）本表は、地位(中）における 20 年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位・地利条件・林家の経営条件等により実施林齢・回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

３　その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ・ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるため、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るべく、以下の基準に基づき、主伐はスギ及びその他の樹種 80 年、ヒノキ 90 年とする。

施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	６年生（春植え）～７年生（秋植え）まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの２～３齢級（６～15年生）林分で被害率30％以上で実施
除伐	３～５齢級（13年生・18年生）で１回（雑木の繁茂が著しい場所にあっては２回）実施
保育間伐	４～12齢級の林分を対象に間伐率おおむね30％で１～２回実施
利用間伐	5～12齢級の林分を対象に間伐率おおむね30％で１～２回実施

上記１及び３に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1)　水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

別表１のとおり。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を目安とし、その森林施業の方法による森林の区域については、別表２のとおりとする。

(2)　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

別表１のとおり。

イ　施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業・憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業・美的景観の維持と形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表２のとおり。

(ｱ) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね２倍以上とする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
市内 一円	90 年	100 年	80 年	110 年	30 年	130 年	40 年

(ｲ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

① 傾斜が急な箇所・傾斜の著しい変異点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水・地中水の集中流下する部分を持っている箇所・地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所・基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所・破砕帯又は断層線上にある箇所・流れ盤となっている箇所・土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所・土層内に異常な滞水層がある箇所・石礫地からなっている箇所・表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等。

② 都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林・市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林・気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林等。

③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等。

(ｳ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表１のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新・保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化・路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として皆伐後には植栽による更新を行う。

3　その他必要な事項

特になし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当市における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合・林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・斡旋等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳・地理情報システムの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受委託等を実施する場合、森林経営の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4　森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する。経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づける。森林経営管理事業を行った森林については、必要に応じ保安林指定に向けた対応を行い、当該区域において定める森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5　その他必要な事項

特になし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

1　森林施業の共同化の促進に関する方針

市及び森林組合が中心となって施業の共同化を促進するものとする。

施業の共同化のためには、森林所有者間の合意形成が重要であるため、集落あるいは施業団地ごとの協議会を開催し合意形成に努めるものとする。

2　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合による各地域ごとの協議会を開催し、普及・啓発活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を推進するものとする。

特に不在村森林所有者の森林の整備が十分できていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一帯となった施業への参画を呼びかけていくものとする。

3　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1)　共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道・土場・作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項

をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供・林業経営体等への共同による施業委託・種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(3) 共同施業実施者の一人が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特になし

第７ 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度（m／ha）		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系作業システム	30以上	80以上	110以上
中傾斜地 (15°～30°)	車両系作業システム	23以上	62以上	85以上
	架線系作業システム	23以上	2以上	25以上
急傾斜地 (30°～35°)	車両系作業システム	16以上	44<34>以上	60<50>以上
	架線系作業システム	16以上	4<0>以上	20<15>以上
急峻地 (35°～)	架線系作業システム	5以上	0以上	5以上

1 車両系作業システムとは、車両系の林業機械により林内の路網を移動して木材を集積・運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。
2 架線系作業システムとは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させ木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用する。
3 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については以下のとおり。

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
須賀川 51,52林班	207.40	森林作業道	2,813		
長沼 1,2林班	178.98	森林作業道	1,160		
長沼 9,10,11,13,14林班	304.88	森林作業道	4,549		
長沼 34,35,36林班	197.32	森林作業道	739.9		

3　作業路網の整備に関する事項

(1)　基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設に当たっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ　基幹路網の整備計画

開設／拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長(m)及び箇所数	利用区域面積(ha)	前半5カ年の計画箇所	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	須賀川市(長沼)	戸　渡	1,540m 1箇所	164 〈38〉		②	
拡張(改良)	自動車道	林道	須賀川市(長沼)	下猫堂	2,266m 1箇所	57		③	
改良計				2	3,806m				
拡張(舗装)	自動車道	林道	須賀川市(長沼)	下猫堂	2,266m	57		④	
拡張(舗装)	自動車道	林道	須賀川市(岩瀬)	滝	1,009m	20		⑤	
拡張(舗装)	自動車道	林道	須賀川市(岩瀬)	不動山	2,266m	117		⑥	
拡張	自動	林道	須賀川市	八幡岳	622m	93		⑦	

（舗装）	車道		（岩瀬）						
舗装計				4	6,163m				

注）官公造林地利用区域面積は〈〉で表示。

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年３月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成８年５月 16 日付け８林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2)　細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

イ　「福島県森林整備加速化・林業再生基金事業（路網整備事業）事務取扱要領（平成 27 年２月 20 日付け 26 森第 3529 号)」、「福島県森林整備促進路網整備事業実施要領（平成 28 年５月９日付け 28 森第 236 号）」等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

４　その他必要な事項

特になし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合等の林業経営体との連携強化を図り、森林の有する多面的・公益的機能の啓蒙等を通じ、林業分野への雇用拡大を促進する。また、農業との複合経営による経営の拡大と安定化を進める一方、意欲のある林業事業経営体等による経営の受委託を推進し、高性能林業機械の積極的な導入と併せ事業規模の拡大、雇用確保を促進する。

さらに、林業の担い手確保のためには、労働安全の確保や月給制・各種社会保険への加入等の労働条件の改善が必要であるため、改善対策を講じるとともに、林業従事者に対する技術研修を推進し、技術の向上・就労の定着を図る。

また、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な対策を講じるものとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	緩傾斜 ～25°	伐倒　ﾁｪｰﾝｿｰ 造材　ﾁｪｰﾝｿｰ,ﾌﾟﾛｾｯｻ 集材　ｳｲﾝﾁ 運搬　林内作業車,ﾌｫﾜｰﾀﾞ	伐倒　ﾊｰﾍﾞｽﾀ 造材　ﾊｰﾍﾞｽﾀ,ﾌﾟﾛｾｯｻ （集材） 運搬　ﾌｫﾜｰﾀﾞ,ﾄﾗｯｸ
	急傾斜 25°～	伐倒　ﾁｪｰﾝｿｰ 造材　ﾁｪｰﾝｿｰ,ﾌﾟﾛｾｯｻ 集材　ｳｲﾝﾁ,集材機 運搬　ﾌｫﾜｰﾀﾞ,集材機	伐倒　ﾁｪｰﾝｿｰ 造材　ﾌﾟﾛｾｯｻ 集材　ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ,ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ, ｳｲﾝﾁ,集材機 運搬　ﾌｫﾜｰﾀﾞ,集材機
造林 保育等	地拵え、 下刈り	刈払機	刈払機、ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ付BH
	枝打ち	ノコギリ	枝打機

(2) 放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模 ㎡	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材工場	滑川	20,000	1				
〃	長沼	250	2				
〃	梅田	420	3				

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

２　その他必要な事項

特になし

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等の地域において重要な森林を中心として薬剤の散布や伐倒駆除・総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病害虫被害についても、その被害状況や緊急性・被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表３のとおり。

(2) その他

森林経営計画作成主体には、当該計画区域にかかる森林病害虫の発生状況の報告、入山者等に対して山火事防止の普及・啓蒙活動等の働きかけを依頼する。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業関係施策等との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

３　林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生の危険性も増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

須賀川市火入れに関する条例に基づき実施するものとする。

５　その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

別表４のとおり

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病害虫や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

1　保健機能森林の区域

該当なし

2　保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

3　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1)　森林保健施設の整備

該当なし

(2)　立木の期待平均樹高

該当なし

4　その他必要な事項

特になし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

1　森林経営計画の作成に関する事項

(1)　路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林・保育・伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条１号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区　域　名	林　　班	区域面積（ha）
須賀川中西部	須賀川　1－39	1,048.92
須賀川東部	須賀川　40－85	2,694.08
長沼	長沼　1－51	3,282.72
岩瀬	岩瀬　1－29	1,980.35

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項
経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

２　生活環境の整備に関する事項

該当なし

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林自然ゾーンは、市全域にわたり広がっている自然環境の宝庫である。水源の維持や大気の浄化など森林の持つ様々な機能を向上させるために、その保全と観光やスポーツ・レクリエーション等への有効活用を図る。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		（将　来）		対図番号
	位　置	規　模	位　置	規　模	
うつくしま未来博記念の森	大栗字鞍掛石	15ha 遊歩道1.7km			1
宇津峰市民の森	塩田字音森	83ha 駐車場 1,000㎡ キャンプ場1ha ﾃﾝﾄｻｲﾄ 46区画 管理棟 1棟 炊事場 2棟 四阿 4棟 アスレチック 2基 ｷｬﾝﾌﾟﾌｧｲﾔｰ場 1箇所 林間広場 0.24ha 林間歩道 8.1km	塩田字音森	83ha 駐車場 1,500㎡ キャンプ場1ha ﾃﾝﾄｻｲﾄ 46区画 管理棟 1棟 炊事場 2棟 四阿 4棟 大型遊具 2基 ｷｬﾝﾌﾟﾌｧｲﾔｰ場 1箇所 林間広場 0.24ha 林間歩道 8.1km クロスカントリーコース 2,000m	2

藤沼湖 自然公園	江花	休養宿泊施設 管理棟　１棟 温泉　１棟 コテージ　１棟 交流館　１棟 観光施設 オートキャンプ場２０区画 フリーサイト９区画 バーベキュー施設８区画 パークゴルフ場３６ホール 遊歩道７コース（3.5㎞）			3
八幡岳 森林公園	梅田字 八幡岳	49.53ha 生活環境保全林散策道 マレットゴルフ場　１箇所			4

5　住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

宇津峰山麓に位置している市民の森において、キャンプや自然探勝を通じ、自然の大切さやすばらしさを体験し心の醸成をはぐくむため、家族や小中学生等を対象とした事業を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

国有林との作業の連携・作業道の共用等、コスト縮減に努め製材工場等への安定した供給・流通を確保する。

(3) その他

特になし

6　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区　域	作業種	面　積	備　考

7　その他必要な事項

保安林や砂防指定地・国立公園など法令により施業の制限を受けている森林の施業方法は、制限の目的を達成するため、該当する法令により定められた施業方法によるものとする。

【別表１】

区　　分	森 林 の 区 域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	総数		5,385.86
	(須賀川)	林班の全部　48-53, 65, 66, 74-76, 77-80 林班の一部	1,391.15
	(長沼)	林班の全部　6, 7, 8,10, 14-42,43 林班の一部	2,530.22
	(岩瀬)	林班の全部　10-24, 26, 27 林班の一部	1,464.49
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	総数		1,619.30
	(須賀川)	林班の全部 林班の一部	0.00
	(長沼)	林班の全部　21-23, 25, 26, 28-32 林班の一部　8, 17, 19, 24, 27, 33, 34, 42, 43	1,288.60
	(岩瀬)	林班の全部 林班の一部　18-21	330.73
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	総数		1,483.58
	(須賀川)	林班の全部　2-8, 10, 11, 14, 16, 17, 19-25, 28, 30-42, 44, 55, 58-62, 67-70, 82-85 林班の一部　9, 18, 29, 43	1,413.91
	(長沼)	林班の全部　48 林班の一部	9.76
	(岩瀬)	林班の全部　5, 28 林班の一部	59.91
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	総数		154.15
	(須賀川)	林班の全部　47, 72 林班の一部	149.82
	(長沼)	林班の全部 林班の一部	0.00
	(岩瀬)	林班の全部 林班の一部	0.00
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	総数		723.52
	(須賀川)	林班の全部 林班の一部	0.00
	(長沼)	林班の全部　14-16, 34-39 林班の一部	539.61
	(岩瀬)	林班の全部　24, 26 林班の一部	183.90
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、			

	特に効率的な森林施業が可能な森林			

【別表２】

施業の方法		森林の区域		面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		総数		3,766.53
		(須賀川)	林班の全部　48-53, 65, 66, 74-76, 77, 80 林班の一部	1,391.15
		(長沼)	林班の全部　6, 7, 10, 14-16,18,20, 35-41 林班の一部　8,17, 19, 24, 27, 33, 34, 42, 43	1,241.62
		(岩瀬)	林班の全部　10-17, 22-24, 26, 27 林班の一部　18-21	1,133.76
長伐期施業を推進すべき森林		総数		1,619.33
		(須賀川)	林班の全部 林班の一部	0.00
		(長沼)	林班の全部　21-23, 25, 26, 28-32 林班の一部　8, 17, 19, 24, 27, 33, 34, 42, 43	1,288.60
		(岩瀬)	林班の全部 林班の一部　18-21	330.73
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	総数		1,419.08
		(須賀川)	林班の全部　2, 3, 5, 6, 8, 10, 11, 16, 18-21, 24, 25, 28, 30, 40-42, 44, 47, 55, 58-62, 67-70, 72, 82-85 林班の一部　9, 18, 29, 43	1,349.41
		(長沼)	林班の全部　48 林班の一部	9.76
		(岩瀬)	林班の全部　5, 28 林班の一部	59.91
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	総数		214.32
		(須賀川)	林班の全部　4, 7, 14, 17, 22, 23, 31, 32-39 林班の一部	214.32
		(長沼)	林班の全部 林班の一部	0.00
		(岩瀬)	林班の全部 林班の一部	0.00
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		総数		0.00
		(須賀川)	林班の全部 林班の一部	0.00

	（ 長沼 ）	林班の全部 林班の一部	0.00
	（ 岩瀬 ）	林班の全部 林班の一部	0.00

【別表３】保全すべき森林の区域

（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林）

地　区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
須賀川地区	63林班(216,217,221小班)	12林班の一部 15林班の一部 35林班の一部 36林班の一部 37林班の一部 38林班の一部 39林班の一部 46林班の一部 47林班の一部 48林班の一部 53林班の一部 68林班の一部	
長沼地区		34林班の一部 35林班の一部 36林班の一部 37林班の一部 38林班の一部 64林班の一部	
岩瀬地区	16林班(7-10小班) 17林班(1,2,4,5,29,45,48,51,57-59,101小班)	4林班の一部 7林班の一部 8林班の一部 9林班の一部 10林班の一部 11林班の一部 12林班の一部 13林班の一部 14林班の一部 16林班の一部 21林班の一部 24林班の一部 25林班の一部 26林班の一部 27林班の一部	

【別表４】

（松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林）

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
須賀川地区	54林班(1,3,5,8,10,12,14,45,51-53,63,79,86,88,96,99,110,133,134,　142,145,148,170-172,181,182,252,257-261,266,271-274小班)	10林班の一部 11林班の一部 13林班の一部 25林班の一部 26林班の一部 27林班の一部 35林班の一部 41林班の一部 42林班の一部 43林班の一部 44林班の一部 45林班の一部 46林班の一部 47林班の一部 56林班の一部 57林班の一部 58林班の一部 60林班の一部 61林班の一部 63林班の一部 67林班の一部 69林班の一部	
長沼地区		13林班の一部 14林班の一部 15林班の一部 16林班の一部 17林班の一部 18林班の一部 19林班の一部 20林班の一部 21林班の一部 39林班の一部 40林班の一部 41林班の一部 42林班の一部 43林班の一部 44林班の一部 45林班の一部 46林班の一部	
岩瀬地区		10林班の一部 14林班の一部 15林班の一部	

		28林班の一部	

注）　病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、市長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。